鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第３回第１部会会議録

日時　平成24年8月23日（木）13：30～15：30
場所　鳥取市役所本庁舎4F第3会議室
出席　森田委員（部長）、坂根委員、松井委員、鄭委員、一盛委員(欠席)、今度委員（欠席）
総務課係長、企画調整課主事、情報政策課課長補佐、学校教育課係長
人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課主任

部会開会（13：30）

開会

(部長)　皆さんご苦労様です。暑い日が続きますがお変わりなくお過ごしでしょうか。第1部会では、前回あらかたの話はしまして残るところ2件となっていると思います。また前回に出された意見について事務局にまとめていただくようお願いしております。それらの確認と、先だって検討しなかったアイヌ、拉致の問題についてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)　それでは事務局より本日の資料等の説明をさせていただきます。まず次第がございます。そして、資料1ですが、1部会の1回目、2回目をまとめたものでございます。訂正箇所等全て入れております。1部会につきましては、1ページの同和問題ということで、委員から出されたものに対して事務局案を再度提出するということになっておりましたが、具体的な文言はまだ入れておりませんが、考え方として書いております。これは、また後に説明させていただきます。次に、19ページ、外国人の人権問題ということで、アンダーライン部分を前回修正しようということで、修正したものをそこに書いております。それから28ページ、アイヌの人々ということで、まだ議論がないところです。これは別紙2で委員の方から本日ご欠席ですがご意見をいただいております。資料につきましてはもう一度ご説明いたします。それから戻っていただきまして25ページが個人のプライバシーということで、委員の方から追加されたところがありますし、26ページのアンダーライン部分が改めて検討ということでございます。27ページの方で、総務課と情報政策の方が、それぞれ修正なりということでアンダーライン部分と下の方のセキュリティーの部分ですが、情報政策の方から現状に合わせてということでの修正があります。それから34ページ、インターネットにおける人権問題ということで、委員が修正されたものがありますし、34ページが〇をつけたということと、あとで報告いたしますけども、推進方針の中でのネット監視についてできるかどうかという部分を含めて説明したいと思います。最後の36ページは拉致問題ということでございます。資料2の方は、編集の関係で委員からの意見が、こちらの紙に集約できませんでしたので、別で綴っております。1部会に関わる分では3ページのところにアイヌのことについて意見が出ております。それから最後

の方の7ページ、拉致問題というところです。拉致問題については、委員から、推進方針からは外したらどうかという意見が出ております。資料の説明としては以上でございます。それから先回の議論の中で、教育委員会と協議する、教育委員会に対する質問（同和問題やインターネットのところ）がございまして、今日は教育委員会にも来ていただいております。それでは同和問題のところからお願いしますが、事務局として文章の文言としては用意しておりませんが、全体的に長いので短く表現してはどうかと考えております。それから 22 年に実施されて 23 年に県の意識調査の部分がありましたけど、それを利用させていただきたいということと、17 年の実態調査も数値的に使用しないということでございまして、各人権福祉センターのところの相談業務と書いておられるところもございますが、そこは加味したいということです。土地差別については記述すると考えております。それから推進方針の4ページのところですけども、委員の案は結構具体的でございまして、方針としてという部分で大まかに書いて、あとは総合計画や実施計画の方で対応したらどうかと考えております。ただ、市の意識調査というのは 10 年に 1 回というスパンでございますので、その部分は今後、対案というかあらためて出す時に書いていくことを考えております。それから、いま○が6つあるのですけども、先ほどのより具体的な部分は実施計画等に入れることとして、主に人権教育・相談支援、この二つに集約したらどうかとあらためて事務局としては考えております。それで文言としてはあらためて出したいと考えております。

（事務局）　県の研究集会、お盆などがありまして、なかなか対案ができなかったということがありまして、次回には出させてもらいたいと考えております。

（部長）　今の説明で、5ページも続いているわけですね。

（事務局）　そうです、2つや3つくらいの案にまとめたいなということですね。

（部長）　どうですか。委員さん。

（委員）　納得できません。平成 17 年の実態調査は数値的に使用しないが、センター相談のところは利用するという答弁だったと思いますが、生活実態があらわれてこないです。実態というときにこれしかないでしょう。人権施策は意識ばかりいっているわけではない。そういった部分でいうと、生活実態というところにあらわれる差別の現実なり差別の実態というのはどこで拾うのですかということです。そこが拾えるものがあれば平成 17 年のものでなくてもいいという話なのです。ただし、平成 17 年の調査がかなり長い年月がたちましたけど、実際これしかデータがないと思いましたから拾ってきたのです。ですから、今の説明では納得いきません。

（事務局）　データ上は、平成 17 年というのは、やったなかで一番新しいですけど、もう7年も経っているということです。

（委員）　ですから、それを表すものがあればいいのではないですか。

（事務局）　その考え方でいったら、人権福祉センターに寄せられている相談業務などからでも、そういう実態がみえるのではないですか。

（委員）　どういうものが具体的にありますか。
議論はそれを見てからにしましょうか。実態にそれがないと、なにがいいのか議論にはなりません。実際、人権福祉センターが具体的にどういう調査をしているのかそれをお示しください。

（事務局）　調査はしていません。相談の中です。

（委員）　でも、前にいただいた相談案件では、具体的にそういったものはなかなか出てこないですよね。

（事務局）　記述するとしたら傾向とかそういったものです。

（委員）　ですよね。

（事務局）　ですからそういった中に、傾向は出てくるのではないかということで、素案のところにも「伺いました」といったことを書いたのですけども。そうでなくて、もう少し具体的に出していきたいと思います。

（委員）　そうですね。ただ、出た段階で判断させていただきたいなと思います。今の段階では納得できる説明ではないということです。

（事務局）　こちらもまだ案をだしていないので、そういった考えでいるということです。

（部長）　平成 17 年の実態調査は、使用しないと言わない方がいいと思うがどうでしょうか。

（事務局）　これは市の今の考え方ですから、これは皆さんから意見を言っていただいているのですけども、それから意識調査についても 17 年を素案には出していますけども、23 年に県の方が出していますので、これが最新の意識調査にもなっているので、できたらこちらの方を数値としては使用させてもらいたいなと思います。そういう考え方です。当初は、昨年度の 3 月中には方針つくりたいということで、県の意識調査は間に合わないだろうという前提で、素案を作っていましたけども、ずれこみまして、県の調査の結果も出ていますし、そちらを使用させていただきたいということです。それから土地差別についても、聞き取りということで、素案には出していますけども、県の意識調査には具体的に出ていますので、それを盛り込みたいということです。

（部長）　そこを考えてもらって、よろしいですか。

（委員）　具体的施策は、その実態を具体的にどういうように、まさに現状と課題というところから、具体的にどういう方向性の施策が必要かということが出てくるわけですから、市の考え方は人権教育・啓発、相談・支援と、これでやりたいということが、大きく集約してやりたいという意見です。併せて具体策については総合計画や実施計画で検討するというところですが、この人権教育・啓発、相談・支援というのがだめというわけではなく、もう一つは先ほどいった具体的な実態というところについての施策等が考えられるのか、基本方向が考えられるのかということも、私は課題の一つだと思っていますので、そういう部分も検討の材料になるのではないかと思っています。さきほどの現状と課題というところの、実態というところを見ながら、判断していくものだというように思っています。あくまでも今段階での市としての案ということだと思っております。

（部長）　委員案は○のところは、8つあるのは早くいえば項目というか、2つまとめるにしても、その辺のことが入ったような素案ではなく、その中にこういうことを考慮してということですか。

（事務局）　委員案の項目について、できるものは基本方針の中に加えていくということです。

（部長）　ということでまとめてもらってよろしいですか。

（委員）　はい。次の段階ですね。

（部長）　では次に行かせていただきます。19ページ。外国人の人権問題。

（委員）　部長、おそらく教育委員会に来ていただいたのは2点目のところに関わってのことだと思います。

（事務局）　ご質問があったとのことですので、来させていただきました。

（委員）　今日の資料の1の2ページ目です。現状と課題のところの最後の段落です。「教育面における課題としては、部落問題についての具体的な学びが十分でないこと等により、部落問題に対しての関心や理解が薄らいでいます。その結果、差別を見抜けない、問題を問題として捉える事が弱くなっている状況があります」というふうに、現状と課題というところで列記しました。

それで、これは事務局の方からは、「教育面におけるということは、社会教育も学校教育もですか。」といわれたので、私はそういうふうに捉えていると話をしました。それで、学校教育においては、事務局の段階ではわかりかねるところがあるということでしたので、教育委員会の方に問い合わせなり、次回の時に来ていただいて、どういう捉えをしておられるかとか含めて、お話をいただきたいということがありました。私自身がこれを書いた背景は、学校現場での差別事件

ということで、落書き等もあるのです。これは市内に限らずですが。そういったことを踏まえて、こういうような記述をしたけれども、どうかという話です。

（事務局）　それでは、考え方ということがでてきましたが、まず、学校現場での落書き等の差別事象ということについて、私たち教育委員会が受け持っているのは義務教育ですので、小中学校での情報までしか入ってきませんが、現状として鳥取市内の小中学校からそういった問題的な発言や落書きがあったという報告はあがってきていません。ですから、別の高校とか、鳥取市以外の問題から指摘をされているのかと思います。今現状としてはありません。あと、部落問題についての学習が十分でないこと等ということですけど、平成16年度までは、同和教育の全体計画とか年間指導計画というのが長い年月の中から作られており、いろんな教材等もあって、それを工夫して使いながら教えてきたというような状況でした。今現在は、同和教育というような年間指導計画はありません。基本的にあるのは、学習指導要領に沿った学習カリキュラムです。例えば小学校の学習指導要領というものがありまして、この中に小学校で、6年間で教えなければならない内容が、学年ごと教科ごとにあります。これは中学校でもあります。これをもとに年計を立ててやっています。ですから年計としては、それぞれの教科、道徳、学活、総合的学習ということでのカリキュラムを、例えば6年生だったら年間980時間の授業数がきまっており、その中で何を教えるのかということがあるので、基本的にはそれにしたがって組み立てをしています。平成16年度までに、多い学校で数十時間同和教育の学習をしていた学校もありました。さらに多い学校もあったのですが、今はそういった授業を組むこともできませんし、まずは通常の教育課程をしてもらうというのが大前提で進んでおります。問題は、その内容の中で人権意識を高めるような知識、態度、技能が身につくだろうかというようなご指摘を受けることもありますが、これは教科書とか指導要領のねらいが人格形成を主にしておりますものですから、いろんなところで人権を尊重する社会をつくるため、または人格をつくるための学習が入っています。例えば、6年生の教科書ですが、この「公民の下（社会）」の教科書にも、人権に関わる授業があります。また、中学校3年生になりますと、このようなものもあります。かなりこの中に人権問題とか、社会問題、こういったものがたくさん入っていて、今の日本の現状であるとか、今後どのような国づくりや社会づくりをするかということもしっかりと入っています。こういった授業を活用して、身に付けていくというようなスタイルに変わってきているというところです。部落問題はといわれたら、基本的にはその学習指導要領に基づいた教科書が採択されますので、その中のものを使いながら、その時間のねらいに従って授業をしているというのが現状です。以前は、特別な授業をずっと作って、例えば私が教員をしていた時代14年、13年というのは、6月と11月に強調月間を作って、道徳や学活の時間は部落問題を扱っていたのです。私のいた学校は、2ヶ月間、何十時間という時間を、部落問題の解決のために使っていたということがあったのですけども、もうそれは、そういったやり方ではなくて、別のやり方として教科を主に考えて、その中で解決も含め、色々な力をつけていこうという方向に今変わってきています。そのことをひとつ理解していただきたいと思います。ですから、決して弱めるということではなくて、授業の中で身につけていくという事を主に、先生方にも研修を受けていただいたりしています。国の方も、指針として、第三次取り

まとめの人権教育の指導法等在り方というものを出しておりますので、こういったものを参考にして、鳥取市も具体的にどんな力をつけたらいいかという推進プランを作り、これに従って各学校がバラバラにならないように進めているということです。ただ、いわれるように、部落問題についての知識を以前のように求めるということであれば、もちろん学習している量が違いますので、どうしても少ないということはあると思います。ただ、そこに重きを置くのではなくて、人権の幅広い知識をもつということや、今現在の大きな課題が、子ども同士の人間関係が希薄だということがどこの学校でもありますので、義務教育の年代にあった取り組みの一番わかりやすいものから、子どもたちが自分達で紡いでいくとか、自分達で関係を作る力をしっかりつけるとか、ものを解決する力をつけるとか、そういった発達段階に一番合ったようなものを主において、取り組んでいるということです。結果いろんなことが以前と比べると少なくなったとか、時間が少なくなったという事もいわれてきているのですけども、子どもたちの生活の状況をみると、学力の面でも伸びてきているというのは結果として出てきております。今まで授業のなかでやってきていたものを、生徒会や児童会で活発に動かすことを主にすることによって、人間関係が繋がることが多くなったとか、それを基にしたような取り組みが広がっているとか、結果が出ているということが各学校から報告があります。今実際に動いているのは、基本的には教科書の準拠、またはそれぞれの教科のねらいをしっかり達成しながらそのなかで知識・技能・態度を育てていくという取り組みをしているところです。以上です。

また質問をしていただければ答えられる範囲でいたします。

（委員）　高等学校で、落書き事件とか差別事象が発生しているのは事実なのです。その当事者が、鳥取市内の卒業生かどうか把握されていますか。

（事務局）　情報が入ってきていませんし、高等学校は県の高等学校課の所管です。そちらの方からの話ははいってきていません。そういった事実はあるのですか。鳥取市の子どもということも含めて。

（委員）　それは聞いておりません。それを心配しております。それからもう１点。学力は伸びたということですが、この前新聞に出ておりましたけど、県内の小学生の国語とか算数が全国平均よりも下がったということで、心配しているわけです。市においてはどうですか。

（事務局）　抽出校の選び方によっても若干幅があります。今までのように、悉皆できちっと全部の学校を調べたわけではないので幅があるということです。基本的には、学力としては国の調査が入ってからは割と高いところです。教科によっても算数がいい時があったり、国語がいい時があったりということはあります。ただ若干の差はあるにしても、割と国の平均よりは高いところにあるというのが実情です。そういったことでいうと、安定はしているのですが、私がいっているのはそういう全体ではなくて、以前、部落問題とか同和教育を一生懸命やっていた時代、今も別の形でやっているのですが、そういった時代の学力が非常にしんどいということで、課題になっており、ある学校には指定して学力を向上したという取り組みもあったのです。その当時は、一つの学校

に、例えば一番多い学校で 200 時間ぐらい同和教育の目的に沿った授業をしていました。学力はなかなか伸びなかったので、教員がどうしようかと悩んでいた時代がありました。今、その 200 時間を、素直に授業に充てて 17 年。いろんな反対論もあったのですけども、そうしていった段階で、その学校の学力は、その当時では市でもしんどい位置にあったのですが、今は真ん中ぐらいに安定してきた。そうすると、その当時の議論の中で、やはり授業は授業としてきちんと確保しないと、全体が伸びないとしんどい子も伸びないでしょうし、それが結果として、現状をみると全体が上がってきているのが見えてきています。

（委員）　その件につきましては、以前からお話しされております。

（事務局）　そこが私たちは大事だと思います。特に義務教育においてはとても大事なところかと思います。

（委員）　いま話されたことは、歴史的な経緯があったと思うのです。過去の様々な現状を踏まえながら、同和教育を何十時間も行ってきたのも、その当時の差別の厳しさの反映があったし、それはそれで教育委員会として大事なことだと思って取り組まれてきたという経緯があったと思うのです。それで、その当時の学力の低下も、ただ単にこれは教育時間だけの問題に限らず、もともと同和教育が提起してきたねらい、例えば子どもたちの進路保障だとか、進路保障というのはただ単に学力のテストを上げるとかだけに限らず、それをしながら併せて、自分がどんな人生を切り開いていくのかとか、差別や人権をどんなふうに捉えていくのかとか含めて、そのような力を養うという事で目指してきたと思うのです。だから、その辺がただ単に時間だけの問題ではなかったと思っているのです。もちろんそれを付けようと思ったら時間が必要だという事で、そういう選択をされて今のやり方があるのだというふうに思っています。ただいいたかったのは、教科書に準拠してとか、今のねらいにあるようにいわれますが、教科書に準拠しながらもねらいを確かなものにしようと思った時には、具体的に目の前にある課題そのものにも向き合っていかねばなりません。まさに子どもそのものにも向き合わないといけないときもあります。子どもそのものに向き合う事が大事だと、一番初めに思うのですけれども、今のやり方がいいとか悪いではなく、今のやり方をしながら、何が差別かとか、どういうことが人権として問題なのだろうかとかいうことが、培われてきているというように今捉えておられますか、把握しておられますかということなのです。聞きたかったのは。それがそれで、なっているというのであれば、そういうことを具体的にもっと広めていくための施策としてどうしていくかということを考えねばならない事なのです。

（事務局）　一つわかっていただきたいのは、ねらいというものがあります。いいたいのは時間ではないのです。時間ということイコール、結局その時間の中にねらいがあります。いわれたとおりに。

（委員）　今時間といわれましたけれど、総トータルの時間をいうのか、教科という、その 1 時間 1 時間の授業の時間をいうのか、そこを鮮明にしていただきたい。

（事務局）　総トータルは1時間1時間をたしたものです。それは決まっています。授業をするということは、その授業のねらいがあります。そのねらいはどこを根拠としないといけないかというと、私たちは公務員で義務教育の上で働いているわけですから、勝手にすることはできない。そこでどこに準拠できるかといえば、学習指導要領の中です。その中に、すべて入っていて、これを基として授業を組み立てます。ただ、委員がいわれるように、差別とかそういった問題を常に扱っているわけではない。ねらい自体が、実際そういった学習指導要領の中で差別という言葉が出てきて、それを解決するための力をつけていかねばならないというのは、道徳の中のほんの22項目ある中の1項目なのです。ですから、逆にいうと、そういったねらいに従った授業を組みたてずにいて、そのねらいを別のねらいにかえて授業をすると、そのねらいを子どもたちが達成できないということです。一番の問題が。それを、基本的には、ねらいを達成するような授業をしてくださいというのが、基本になります。それで、いわれた子どもの実態をというのは、子どもの実態をみながらするというのは、授業です。子どもの生活が出てくるのは、その教室の中です。落ち着かないこともあったり、授業を投げ出す子がいたりとか、点数がいつも10点しかとれない子がおるとか、その中でどう力をつけるかという部分で、教員と子どもは一番近いところで向き合っていると考えています。例えば、国語の授業であっても、隣同志で教え合えるような、わからない子は隣の子に教えてくれといえるような関係をそこで結ばせるということの繰り返しを、1時間1時間やっている。そういうことも含めた話しです。これは、以前から大事にしてきたもので、当然これからも大事にしていくことです。そのことの積み上げが、学習の1時間でなかよくしましょうよということではなくて、子ども同士や先生と子どもの普段の生活の中での、態度であったり、様子であったり、それを積み重ねることが、子どもに力をつけていくことというふうに考えているので、決してその、目の前の子を置いているわけではないです。どんな教科でも、先生方がそういった意識をもって、子どもたちをつなげていくということが、結果としてはそんな力に繋がると思っています。

（委員）　子どもに向き合うといった意味では、向き合っていますよという事がいいたかったわけですね。分かりました。ただ私が気になったのは、道徳の内の２２項目の中のたった１つだといわれたけど、道徳ってかなり広いですよね。大きなねらいで２２の中の１つに入る差別や人権は大きな課題なのです。人格形成というトータル的なものなのです。狙いは１つずつ教科や学習毎にあると思います。しかし、トータルに育てるというのは教育ですよね。私がいいたかったのは、この場は教育委員会と議論する場所であるとは思ってないので目の前の子どもに向き合うというのはその子の生活背景に向き合うという事ではないかという事が１ついいたかったのと、合わせて狙いをそこにきちんと狙いがあって狙いを達成しようと思ったら、それはやっぱりないがしろにできない事だと思います。ただし、そこところについては、ちゃんと向き合うようにしていますとの事でしたから、それで分かりました。ただそういうように向き合ってきて、今やってきた中で元に返りますが、差別や人権という事について子ども達の捉えは今どうですかという事が最終的にお聞きしたい事なのです。

（事務局）　差別の捉えをどういうようにというのを何で捉えるかは、それは、差別についてどうだというアンケートもしていませんし、結果としてその普段しているいじめのアンケートであるとか普段の生活の中でのアンケート、学校の中での自分の存在感であったりとか、学校は楽しいとか相対的な見方なのですけど自分は楽しいとか。結局、楽しいという事は人間関係がうまくいっている。そういったものを含んでいる。そういった部分でのアンケートは各学校きちんと上げていますし、もう１つは国の方のアンケート調査もあります。そういった調査を見ながら、子ども達の状況は把握しています。最近はＱＵという調査が入ってきてかなりの学校でＱＵを使って子ども達の悩みとか人間関係の見えない所を見ながらよりよく改善していく、又は、学級の集団をより良い方向に向ける努力をしています。そういうまるっきり何もない中でのものではなく、そういった結果を分析しながら今現在進めています。

（委員）　私が問うた答えではなかったと私自身は思っていますが、人間関係作りであるとか自分が自分でいいのだというような自尊感情を育てるという部分での営みをしていただいていると感じている。ただそれは又、具体的な１つずつの１人１人を見たとき個別の具体的な課題もあるでしょうし、そういった部分でいうと、人が、教育委員会の方も個別の分析までは至っていないでしょうし、そういう部分についてはどうなっていると思ってしまう状況はあると思っています。状況報告という事でありがとうございます。

（部長）　事務局が最初にいわれた鳥取市の義務教育の中では、起こっていない。とのことでしたが。

（事務局）　起こっていないのではなくて、報告がなかった。報告が上がってないという事。起こっているかどうかは、分からないです。

（部長）　私がいいたいのは、先程委員からも市内の子どもだろうかという意味の質問がありましたが、鳥取市内にある高校で義務教育を終えて行っている。その多くは鳥取市内の子どもだと考えるのが妥当だと思うのだが、そこでいきなりその高校へポーンと飛んでいくわけではない。義務教育を終えて行くわけです。そういった経過の中で起こっているという事は、市の教育委員会としては、意識も認識もしていないという事ですか。

（事務局）　報告がないと分かりません。

（部長）　高校であったという事も知らないのですか。

（事務局）　はい。連絡がないですから。　ただあったという事で高校がきちんと対応されると思います。その場所できちんと対応はしていかれるのではないでしょうか。具体的な事でだれが、どんなで事、どんな風に、書いたというのは私も知りませんでした。

（部長）　高校は高校でそういう事が発覚した場合は、それなりの対応はされましょう。ですが、子どもが小学校、中学校で育っていって高校へ行く。ちょっと紹介すると、最近起こっている事例を見ると私はよく理解できなかったけど、「ガイジ」であるとか部落問題と一緒にして差別落書きをするとかという事が起こっている。これは義務教育現場で起こったものであって、教育という長い目で見ると全体を捉えて子どもの教育をしていかないといけないと私は思う。報告がなかったから聞いていない。という事だから認識も意識もないでしょう。それで、先程学力が向上したという中で以前データを見せてもらった事がある。有地区校とそうでない学校との学力。さらには満足度。その２点をとってプロットしてあったのに有地区校は旧鳥取市が低かった。満足度も。あの中にプロットしてあった合併地域の有地区校は、満足度も学力も高かったです。

（事務局）　そうです。

（部長）　こういう事も考えておられるのかと思うのですがどうですか。

（事務局）　あの分析もさせてもらい、聞き取りも全部しました。なぜで高いのか、なぜで鳥取地域の有地区校は低いのか、全部聞き取りして分析しました。やはり授業数の時間の確保の仕方とか、後の子ども達のフォローであるとか、学校規模とかいろいろと分析してきちんと各学校にも流しています。もう１つ、差別事象があるという前提で学校教育はしていないので、人格の完成をめざしているものなので、「あった」から途中がどういう問題かという事は分からない。すべて義務教育できちんと学習したから、差別とか人権問題を引き起こさないとも限らないです。少なくともその場所で特に学校教育というのは、たくさん失敗もする所なのでいろんな問題、先ほどの「ガイジ」っていう問題もあります。学校の中で指導もされています。その場その場で出てきたものについては、丁寧に子どもには解決させています。又分からせていくという事はしています。基本的に差別をなくすという前提での学習をあまり今はしていないです。

（部長）　トータルという気持ちはよく分かりますし、でも結果的に「あった」。「あった」からというのではなく、そういう事もそのトータルの中に考慮していくべきではないか。家の子ではないので知らないとか、義務教育の現場では発覚してないという事ではなく、結果として出ているという事を重く受け止めて、小さいときからの教育の中にそういった考え方を全く考えずにいていいのかどうか、という事も必要じゃないでしょうか。

（事務局）　人権尊重の精神であるとか、技能・態度の育成というのは基本的には学校教育の大きな役割でもあります。人格を形成する上で、だからその辺が分かってもらいたいです。

（委員）　人格形成の中に、人権意識を高める・育てる・育むとあります。では、人権意識をどういうふうに育むかというと、県の人権教育基本方針であろうと人権という普遍的概念を学ぶと共に、個別の課題を学ぶと出ているわけです。そしましたら、さっきからいっているのは鳥取市の人間が「した、しなかった」ではなく、１つの事象から具体的に学んで個別のという所もやはり入る。入れ

る所は入れていくような形で、人格形成、人権意識を育てるという所に役立ててもらいたいとのことが、今の意見の意味合いですよね。

（部長）　ここの文言を事務局ならどういうふうに　これ「いい切れない」っていうような意見はありませんか。最後の５行　教育における……。

（事務局）　教育面の課題としては、と書いてあります。課題としては、部落問題についての具体的な学びが十分でない事等によりと書いてある。部落問題の具体的な学びというものがどういう事で、それを十分というのがどこまでの事かこれは難しいと思います。教育というのは、義務教育でいうと７歳～１５歳、発達段階によってその学び方も違う。部落問題が社会問題として取り扱ってあるのは、教科書でいくと中学校３年生。社会のいろんな問題を意識もできるような年頃に置いてあり、子どもの小学校低学年においては発達段階に上げたものを含めて教えていかなければならないので、部落問題についての具体的な学びが十分でないという事は、すごく具体的でないですし本当に学校教育に入れるべき言葉かと疑問に思う。例えば以前は、社会的立場の自覚を６年の中で、部落問題の社会的立場を自覚させるというのは、小学校６年の授業で取り組みをされてきた。鳥取市は。でもそれが本当に６年生で良かったのかというのは反省というか見直して見ないといけないし、逆にその時期に難しい事を「こうでなくてはいけない」というやり方で教える事が将来の忌避的な行動に走りはしないかという問題も出てきているという問題もあると思う。基本的に部落問題についての具体的な学びが十分でない事を学校教育に入れるという事は、なかなかそのどういう事かはっきりしないのではないかという事が１つあります。もう１つは、「部落問題に対しての関心や理解が薄らいでいます。」というのも学校教育の中で、薄らいでいるのかどうか調べた事が無いので分からない。どの辺が薄らいでいるのかっていうことが分からない。ここの文章がこういうような括りでいいのかということはあります。先程ありましたように、教育面における課題という事で委員さんは学校教育も含めてということなので。

（委員）　そうですね。

（事務局）　そこの部分でこれは当たるものかどうかを検証するという事自体が難しい事だと思うし、義務教育で学びが十分で部落問題が認識を深めるって所までは、そこまでができるかとなれば、なかなか検証も含めて難しいと思いました。

（部長）　ここは部落問題の方ですので、その事について教育面ではといっているので、事務局だったらどういうふうにそれをいい切れるのとか、こういうようでなければなど言えることがありますか。

（事務局）　１つ、これが部落問題とか差別の問題を学習の量ではなくて、人間関係の問題だとすればいいのではないかと最近思います。子ども達は群れる事もしません。お互いの気持ちを触れ合う事もだんだん無くなっていますし、それは社会の中の関係ですね。そういったものが非常に不足して

いるのに、部落問題や差別の問題が不十分だからそういった見抜けるとか、もし、いけないと思った事が相手にいえるという事がいえるのかどうかというものが、もっと別の視点があるのではないかと学校の子ども達を見て、又、自分の子どもを見て、以前とは違う環境の中に子どもが置かれているという事を踏まえて書かないと、ごく一部具体的な学びが不十分だから問題を問題として捉える事が弱くなっているというようになっています。

（部長）　分かりやすく、直したらいいのでは。

（委員）　だからそれは事務局サイドでやってもらったらいい。相談しながら。
但し、私は今の事務局の意見には前面賛成ではありません。ある部分でいうと、差別やそういう事について学ばなくても、逆にいうと、今の発言を捉えると人間関係さえできたらいい。いえるようになるのだ。そういう意味合いにも取れるのです。そうでない部分もあるのです。自分が部落出身者であるがゆえに、そして現在の社会の中に差別があるがゆえに逆にいえない時だってある。いえなくって人間関係を結べられない時もある。人間関係を結んだようだけど外見的な時だってある。一番しんどい事が言うことができない。こういう関係って本当の人間関係ですかっていうような事はありますよね。だから一面的ではないし、この文書が学校教育も社会教育も含めたいい方になっているけど、実際私自身は、部落問題って何かっていったら生まれによって人を判断する事でしょう。遠ざけたりとか、又は仲間外しをしたりとか含めて子どもの姿に見られる現状です。実際は生まれによって人を判断しちゃいけないという事自体が学校教育現場の中には、又は社会教育現場の中にも本当に息づいているのでしょうかとどうなのでしょうかと。

（事務局）　それは、学校教育の中のこの中で当然しなくてはいけない事です。人間に人間関係を築く力を持たすという事は、当然一番大きな問題です。それをきちんと学校教育の中でやりましょうという話なのです。

（委員）　これがこうであれがああでという話ではないのです。だけど、事務局が発言された面は人間関係さえできれば、それはできるというようないい方だったから、一面的ではないでしょうかという話だったのです。

（事務局）　私がいっているのは、基本的には学校教育の中での話しの分野です。ですから当然その中には、そういった知識であろうと発達段階に応じて学ぶべきものは、学ぶ上での話しなのでその辺は分かっていただきたい。

（委員）　そこができているかどうかを検証してもらいたいといっているのです。だってこの指針は、人権施策基本方針っていうのはこれ今改訂ですから具体的に、今までの教育の歩みの中でどの辺ができてどの辺が課題なのかを出すというのが前提ですから、そういう点でそこをして下さい。文章的には

事務局サイドと相談して、改めて提案していただけたら思います。
　ここは、抽象的だといわれましたので。

（部長）　市の基本方針ですので､はっきりとそういう事がいい切れないというのであれば調整しておかないといけないと思います。それでは、一番の部落問題はそういう事で先程からの備考に書いてある方針にそって、まとめをしていただきたいと思います。
　それでは、６の外国人の人権問題に行かせてもらって良いですか。
　１９ページ・アンダーラインの所は、修正になるという事で先だって話しがあった所ですが。

（委員）　待って下さい。２０ページについてですが、その前に削除の所ですがこれは削除してもいい事でしたか。ヒアリング調査の結果からという事でこれは表現的には良くない、なんか工夫をといったけど、実態として残す所があれば残して置かないと先回私は発言した。これは残すべき言葉・実態ではないとして削除されたのでしょうか。

（事務局）　統一的にヒアリング調査の所を削除しました。

（委員）　ヒアリング調査っていうのを統一的に削除すべきものじゃないと思います。先回もいった。基本的に削除の方向なら仕方が無いが、でも残すべき所は残していかなくてはいけないと思う。せっかく聞き取りをしているのに、何も反映されんだったら何の為に聞き取りをしているのか。

（事務局）　改めて確認いただきます。

（部長）　伺いました。という表現はおかしかったけど。そこの所を、問題がありますとか、その１つ前のくくりみたいに、問題がありますという事だって全部消すのではない。削除でなく訂正。その他よろしいでしょうか。　事務局よろしいか。

（事務局）　はい。

（部長）　文書の方のまとめをお願いします。次は２５ページ 個人のプライバシーの保護です。

（委員）　２０ページの２項の所は、委員から意見があった。これについても教育委員会さんから話しをしてもらう所です。　２０ページ備考欄です。

（事務局）　外国籍の児童の現状ですけど、小学校１７人中学校５名います。内訳はフィリピン人７人(小中合わせて)お母さんがフィリピン籍、中国籍６人おかさんが中国籍、韓国籍５人、モンゴル・ニュウジーランド・エチオピア・ロシア・合計７ケ国２２名です。

フィリピン、中国籍の方については結婚してこちらにお住まいという事で海外で結婚し、子どもを連れて来られる方もあり、こちらで生まれて育てられている方もあります。こちらで育てられる方は日本語の会話について支障はないが、途中連れて来られているお子さんについてはなかなか日本語が習得しづらいという事があるので、学校が特別のカリキュラムを組んで、その子に空いている先生が特別に授業して日本語学習の支援をしたり、授業の支援をしたりとか現在しています。県の施策の中では、日本語教師を作る事ができるのですが、ある程度日本語が不得意な子の数がいたら、教室を作って、教える事ができるのですが、今は鳥取市の場合はそういう事がなくて個別の学校で当たっています。支援体制をなんとか自分の学校で作って行っている学校があります。学習が遅れている子は、基礎学力定着支援授業という放課後の補習授業を鳥取市が学校の支援として行っています。地域の人が放課後に入って子ども達に勉強を教えています。そういった形で遅れている勉強をサポートするというような事もあります。ほっとくという事はないのですが、各学校で子どもの様子に合ったような取り組みをしているのが、現状です。ただ、他の国から来られている子どもさんはいろんな状況がありまして、例えばモンゴルなんかは相撲とかしたいという事で、中学校でもうこっちに来て高校、大学なんか留学生として家族で来られている方もおられる。そうなってくると、支援というのがいらないという人がおられて子どもが自由にそこで学びますからいいですといわれる家庭の人もおられたり、家庭では、例えば英語で会話したりという方もあります。家族への支援というのは、家庭と話をしながら決めているというのが現状です。

（部長）　外国人の児童生徒への学力のケアー　そういう事も推進します。実際やっているわけだから、まして学力は低下すると、鳥取へ来た為にという事にならない様に、そういう文面で考えてください。

（事務局）　一番支援を要するのは、お母さんの支援が大きい。ずっと母国例えばフィリピンだったらフィリピンで生活して、言葉だけでなくて文化・生活習慣がそちらの習慣なので一番困られるのは日本の習慣とぶつかった時です。そうなってくると孤立しやすいので、父さんは仕事で、だいたい子育てはお母さんに任せるけど、子育てを支援する所があるかないかという所があって日本語が苦手で、子どもは子どもで、学校で習得するのは早いので学習はなかなかできないかもしれないけど、普段の生活に不便をしないような言葉は覚えていく状況があります。

お母さんがなかなか子どもにも追いつけない状態があって、その辺が連絡を常に取る事が難しい事がありました。以前日本語の識字をやっているような所もありましたが、地域の中に支援体制があったらありがたい。孤立感をもたれないような。

（部長）　家庭のほうですね。

（委員）　湖山の国際交流を中心にして、ネットワークが結構あるようです。中国人の方の。実は私の甥は、相手が中国の人です。そういう支援は、聞いてみるとちゃんとあるようです。

（委員）　市の担当課としては、どうですか。そういう支援はどうされていますか。

（委員）　事務局で回答の用意をしてください。

（事務局）　その教室等に行く手段がないと聞いています。　遠いので。

（委員）　西円通寺の識字に行きたいという例がありましたが、遠くて、行き来ができないといって先生を紹介してあげた事がありました。

（事務局）　例えば、人権福祉センターが教えに入っていくようなこと。

（委員）　この前、中央人権福祉センターでそれができないかどうか話しをしました。

（事務局）　いいですね。そういう支援ができるっていうのは、相談して困ったらそこに行ったらなんとかしてもらえる。

（委員）　識字だけに限らずにですね。

（事務局）　いいですね。賛成です。というような現場では子どもよりお母さんの孤立感が心配という事を挙げられる先生もいました。

（部長）　はい、よろしいですか。その次は２５ページ。

（事務局）　その他を若干修正しています。

（事務局）　２５ページの方は、委員案の通りで手は加えていません。２６ページは、これは新たに加えています。

（事務局）　これは、委員自身が検討する必要があるとおっしゃったところです。今日は休みなので、後でお願いします。

（事務局）　２７ページの方針で、意見の方はそのまま書かせてもらって若干文言は変えています。個人のプライバシーが尊重され人権が守られる構築された為に、学校・地域・行政・企業等でもプライバシー、個人保護についての記録、研修等、知識の向上や人権意識を高める活動に積極的にしていただく方向で変えさせていただけないでしょうか。

（部長）　その鳥取市情報化推進本部設置規定というのは、削除ですか。

（事務局）　その部分は情報政策課です。

（事務局）　はい、これは確認をしました。　個人情報の保護を担保するというような内容のものでなく、鳥取市の情報化の推進のための本部を設けるためのいろいろな委員会をこうするとか、そういった内容のものでしたので、ここことは関係ないという事が判明しましたので削除しました。

（事務局）　その後は、すでに、情報公開条例で定めているので現在の情報公開、情報公開係その他の窓口、市民総合相談等の活用によって解決させていただいている。

（事務局）　前回、委員さんからご指摘いただいた部分で、データの取り扱い要綱の作成ですが、事故発生時の対応マニュアルの作成という部分の推進という事でしたが、前回もお話させていただいた、あの上にもありますような鳥取市電子計算組織管理運営規定ですとか、情報セキュリティー対策基準が分かりまして、この中でそれぞれの機器の管理者の設置管理体制でありますとか情報資産の盗難や不正アクセスから守る為のいろんな施策が設けてありまして、この中に担保されている。こういうものに基づいてやっていきたい。文言を変えさせていただきたい。という事です。

（部長）　では、これの中の入替ですね。個人のプライバシーの所は、そのようにさせていただきます。ここまでが、先だっての話しでいろいろ意見を出していただいた所です。２８ページ アイヌの人々の所は、どうですか委員のみなさん。

（委員）　この前、私事でハプニングがあり皆さんにご迷惑をかけました。

（事務局）　ただ、委員から意見が出ています。３ページです。

（委員）　それ、後でお願いします。インターネットの所が出ているのではじめにそれをやったらと思います。

（事務局）　質問を受けとった分ですね。

学校動画サイトとかいろんな差別落書きとか、相手の人権侵害に関わるような落書きというのが非常に多い。児童生徒の中には個人のブログなんかも立ち上げて好きな事を書いたりとか、逆に書き込まれたりとかそういう事もあるらしいですが、実際は鳥取自体が裏サイトとか個人ブログの監視体制は持ってない。だから各学校でやっていただいている。学校で生徒指導をちゃんと、裏サイトとか定期的に見てチェックしているというような事で終わっている。県の方で仕組みがあるように聞いています。

今の所はある程度学校に任せているという事で終わっています。あの実際裏サイトをずっと見るという事は時間的な問題とか、人的な問題とかありますのでそれだけで一人置かないといけないのでなかなか難しいような状況があります。

（事務局）　補足説明します。県教委の家庭・地域教育課に行って聞いてきました。

鳥取県携帯インターネット教育推進員が約９０名位おられます。推進員は、研修や講習の講師をされています。また、インターネットのパトロール・監視もされています。監視は中学校を対象に限定して監視されています。監視方法は、中学校名や中学校の略称名で例えば河原中学校なら河中で検索し監視されている。なぜ中学校だけかというと、高校生は分別がつく年代、小学生だとまだ携帯を持ってないということがあり、予算枠もあって中学校に限定しているとのことでした。全県のモニター監視をＮＰＯ法人子ども未来ネットワークに委託されている。その監視の結果は、学校と県教委に定期的に報告するそうです。学校に報告したら抑止力になってその子たちが削除する又は、違う場所に移転する。今年度は約１１０万円位の契約で週２日間、年間５０週程度の監視だそうです。去年は国の補助事業を活用して実施されていました。市教委への報告はなく、校長会の了解の上で、中学校と県教委へ報告されているそうです。

委員の施策の方針では、鳥取市が行ってはという話もありましたが、県が実施されていて、全県的に中学校に報告されている点、小学生だと携帯電話や端末の普及率が低く、監視の効果という点で鳥取市が監視などを実施することについては、疑問があるところです。

（委員）　市教委と県教委が、連携ができてないという事ですか。

（事務局）　中学校へ連絡がいっていますので、学校で対応されているとのことでした。

（委員）　問題が問題でこういう課題があったよという事が投げかけられないと気づきもないと思いますが。

（事務局）　学校現場の中学校には情報は行くようです。校長会の了解があったという事で、それを逆に情報提供して下さいという事は市教委と協議したいと思います。

（事務局）　持ち帰って検討します。

（部長）　県教委の方と協力して推進するという事になると。

（事務局）　鳥取市が監視等を行うことについて、県教委の担当者に聞いてみました。監視対象の区分けで、市が担当する小中学生を対象と考えるならば、今後、小学生が持つ頻度が増えてきたら小学生も対象に考える必要があるが、現在は小学生を対象としなくてもいいのではないか。

一番問題なのは、小中学生高校生に買い与えることについての親の認識だとのことです。インターネットは今後避けて通れないツールですから、危険を承知した上で使用するルールを確認し、危険であるという認識を親も子も持つことが重要だといっておられました。親の方が子どもと比べて、操作も遅いらしいです。スマートフォンだと子どもが何をしているのか親は分からないところがあるそうです。そういう点を啓発するのが重要でないかとアドバイスを受けました。

（部長）　要するに、そういう危険性だとかなんとかいろんな事を啓発すること事は市としてもできるので、委託したり、経費をかけなくても。そういう事が実際発生しているのに関係ないではないと思う。

（委員）　もう一点ここに挙がってなくて、学校教育現場で情報機器を扱うのは増えてきました。そういった場合のガイドラインはあるのでしょうか。

（事務局）　ガイドラインは職員のガイドラインですか。

（委員）　職員のガイドラインだけど併せてその職員が理解した上で、例えばこういうものを見つけたら報告をするとか含めて子ども達にそういう事が徹底できているのかなという事もでていました。

（事務局）　基本的には職員が情報機器を使う時には、当然使い方を間違えると秘密情報が流してはいけない情報が勝手に今は出るような時代なのでそれについての管理体制は各学校できちんと作って、情報を持ち出すとしてもある一定のルールの中で持ち出していくような形になっています。子どもに関しは、その授業の中でコンピューターを使う授業が増えています。その中で情報をどういうふうに発信して受け取るかとか、マナー・ルールであるとかその中では教えています。子ども達にとっては知りたいとか使いたいとか、すごく情報を判断しています。有害な情報を、それを見極める為の力もいるのでしょうし、逆にいうと中高生っていうのはそれに興味・関心を持つ所でやってみたい。それと自分がしたかどうか分からないっていうこともあります。

（部長）　ゲーム感覚だ。

（事務局）　そうです。

（事務局）　いっておられたのは、男子生徒はゲームから入るそうです。

（委員）　その時代時代で、先端をいくもので、今から１７～８年前公衆電話を廊下につけたら、それを使って雑誌で旅館を引っ張り出して電話する。陰の方で見ていて遊んだり喜んだりしていた。そんな場面がありました。

（部長）　そのあたりが、やはり怖さを子どもにどう分からせるか、その辺も含めて市としてもどういうように関わっていくのか、推進していくのかという事が必要ではないか。

（委員）　２つあるのです。危ないという事と。もう１つは、経済的に負担をかけること。

（事務局）　家庭・地域が希薄です。

（事務局）　ここについての特に推進方針、整理させていただきたい。再度これに対する案を提出します。

（部長）　お願します。各課については、質疑等終わりましたので散会していただいてかまいません。

（事務局）　ありがとうございました。

（部長）　資料２の方に移っていいですか。

（委員）　また、なにかあったら人権推進課から伝えてもらうという対応をお願いします。

（部長）　３ページは左の案に対して委員から意見が出ています。

（事務局）　変更した所にアンダーラインを引いています。

（部長）　それでそれに対して、委員の提案はアイヌとするものではなく……という意見だけど、事務局の説明がありますか。

（事務局）　２２日にもらったばかりで説明ができません。

（事務局）　昨日もらったばかりです。

（委員）　委員の案はどこに

（部長）　資料２の３ページ右から４ページにまたがっています。

（委員）　結局、北方領土の辺にもアイヌと交流のあった人々がいてアイヌと島に住む人々の間に生まれたとかあるのですが、やはり様々いろんな民族が存在する。又それが北海道のアイヌの地におられる。

（委員）　認識不足で語る資格がない

（委員）　あるのです。私たちは何人ですっていわれる。アイヌの話を聞きにきましたといっても、アイヌアイヌといっても私たちは、こうこうこうだといわれる。覚えられないくらい様々にいわれます。

（部長）　それは、外国人で捉えられないのですか。

（委員）　どうでしょう。民族で捉えるの、外国人というのとはどちらかというと民族性というより国籍に

よる差別を扱っているでしょね。ここはアイヌというのは、民族性という事で扱っているので、民族性という事なら、ここもという事で挙げたのではないと思うのです。

（委員）　そこまでという気持ちもある。

（委員）　その他にも様々な民族に対する差別や偏見がありますと思って、書き方としたら、難しいと思います。全体会議にしましょうこれは。委員本人が来ないと分かりません。

（部長）　アイヌの人と区別して、例えば〇〇民族〇〇民族と区別して問題があるでしょうか。

（委員）　まだ知られていない民族がありますというようにして。

（委員）　問題としては、アイヌ民族と同じように、様々な差別や生活実態で具体的な困難性を持っているというのか、１つずつの民族というので見れば、私たちは何々民族と認めてほしい主権の問題というか、こういう事かなと思ってみたりしますが、よくは分かりません。

（委員）　ウィルタ・ギリアーク等、人口はどれくらいでしょうか。

（部長）　言葉自体が初めてです。

（委員）　私も具体的にこういう民族名だというのは忘れましたけど、そのアイヌの女性の人と話しをした時に、私は今北海道アイヌと結婚したからこうだけど元はこうだったのだよと話しをされた。同じように見られるけど実際はちょっと違うって聞いた事があります。たぶんそういう事をいいたいのだと思います。

（部長）　現状はどういうことだという事も分かりません。何の問題かこっちの方から整理しないと、鳥取市の施策の推進方針に上げていいものかどうか分かりません。

（委員）　現状と課題ですね。

（部長）　現状と課題。　こういうのもあるよって委員はいいたいのだろうか。
こんなのもあるという事を現状の中で書き込めという事だろうな、これは保留にしましょう。

（委員）　ここの担当課か　担当者でなく　市の担当課は。

（事務局）　人権推進課です。

（委員）　この前の話の中に、講演の中にはありませんでしたか。

（部長）　実際には、この近くにも会の人がおられるのです。以前、用瀬に〇〇さんも来てもらった時に、用瀬にアイヌの風が吹くというイベントをしまして、どうしてそうなったかというと私の記憶では用瀬にキリスト教の教会がありまして、〇〇さんという人がいてその人の紹介でアイヌの方を東京の方から来てもらった。それは１人でなく大勢来てもらって踊りによって、アイヌは文字を持たないから踊りによって行事であるとかいろんな事を伝えてきていると聞きました。その時に聞いた話では、やはり結婚問題だとかいろんな問題をかかえているのだそうです。アイヌは女性でも毛深いとの事で非常にその差別を受けているという事もあるようです。北海道から東京に住んでおられてそういう差別を受けているという事を以前用瀬に来られた時に聞きました。

（委員）　前に鳥取市内でどこかから移住されてきた方で、夫の転勤でこっちに来て自分はアイヌ文化の伝承サークルみたいなのをやっていたので、やりたいっていって、なんかで活動支援をした事がありませんか、覚えてないですか。そういう事があればその下の意識啓発も１つであるので、そういう活動支援はしたげたらいいなと思います。

（部長）　いつでも来ますと、旅費も何も自分らで持って、踊り等大勢の団体で来てほしい時は、２月頃に次年度の予定を組むのだそうです。だからその頃にいってもらうと、考えてこっちからほとんど費用がいらないようにして来ますという事をイカベさんがいっておりました。

（委員）　この前県の研究集会の費用はいらないという事でした。

（部長）　それからあの７ページ拉致問題。

（事務局）　結果的に委員さんは、これから外した方がいいという意見です。

（事務局）　結論としてね。市の方針からは外したらどうでしょうか、市は粛々と国の施策に基づく。

（部長）　国どうしの事だから。

（事務局）　市の基本方針まで盛り込まんでも、市は市として行政としてやる。これは国の方の法律に加えられたのです。追加になった。

（委員）　研究集会も県の方からこれ入れてということで入れました。

（事務局）　法律ができて、地方公共団体の責務の中に国民世論の啓発という所があり、それを受けて素案に入れた経過があります。

（部長）　分かるけど、何ができるか問題だという事はだれも認識してもね。

（事務局）　人権問題の項目を立ててまでするのかといわれると。

（部長）　問題としてとり上げて推進方針まで、何ができるか。

（委員）　鳥取市が外しても良いと思われるのだったら外してもいいのではないですか。

（部長）　提案の最後に書いてある、人権方針から外し国の法律に対応した鳥取市の独自の国民世論の啓発活動を別立てで積極的に取り組む事が建設的だ。

（部長）　県の研究集会と市の市民集会を合同でやった時に拉致については、県に来てもらい、そういう事は啓発活動でいいでしょうが、市の基本方針に項立てをしてまで拉致問題というのは合わないと私も思っていた。どうやってまとめるか。市の施策に、次元が違うと思う。施策の基本方針として捉えるのもではない。という意見で第１部会は集約させてもらってよろしいですか。

（委員）　あの文書はできてないのですが、防災と人権とかいう項目がいるのではないでしょうか。この間の震災から原子力発電所の事故があり、いろんな地域での防災協議会ができ、防災と人権という項で具体的に情報が周知しにくい人にどういうように周知していくのかとか、避難が困難な方はどうしていくのか常にそういう意識を持って、日々の生活なりグループ化をどう築いていくのかの体制づくり。推進施策の現状と課題がいっしょになるけど、そういう事が提起されていますという事を書き込まなくてはいけないと思いました。特に３．１１以降の問題としては、それが一番大きな課題でしょう。

（委員）　今週の月曜日に、西部地震があった西部の方へ行っていろいろと勉強してきたのです。民生委員としての立場でどう考えたらいいのかという事で。

（委員）　この項やはり起こさないといけないと思いました。

（事務局）　災害です。災害の中でどういうように障がい者・高齢者・女性の問題をとらえるか。

（部長）　タイトルは。

（委員）　災害と人権とか。

（事務局）　人権方針だと項目なら防災になると思います。

（委員）　防災と人権か、災害における人権。

（部長）　被災してからじゃ防災じゃない。

（委員）　災害時における人権でしょうか。

（委員）　担当は、危機管理課か。

（委員）　今の課題なのにこれが抜けていたと思い、すみません次から次と。

（部長）　風評被害もあるいろいろと。

（事務局）　集中豪雨があってほんに災害だらけです。

（部長）　では、その事も１部会から意見があったととどめるか、あるいは事務局の方にお任せする。

（事務局）　たたき台を作成してみます。

（部長）　考える必要のある問題かもしれません。課題も残しながらこれで一通り１部会の検討をしてきたわけですが、委員さん何か全体を通してありますか。

（委員）　特別に意見はありませんけどもこれがこのように実際にできたらすばらしいです。なんとなくきれいな言葉がずらっと並んでいて、現実離れしているような気はしないではないですが、施策にわざわざ暗い部分を入れる必要もないからこんな形になると思います。本当にすばらしいじゃないでしょうか。私は外国人の所でも前回も言いましたけど、参政権盛り込まれていますし是非言葉だけにならないで進めてほしいと思います。

（部長）　委員さん、全体を通して第１部会以外でも意見がありますか。

（委員）　今は、特にありません。

（部長）　現在の方針ですが、作成した時にも作成委員の方からでていましたけど、計画ができたからが重要です。本棚に置いておくだけでは、出来上がったら、これを憲法だと思っていただいて、いろいろな機会を通してそれを啓発するなり、あるいは活用してもらうとお願いをしたはずです。ですから、具体的に活用し、市民に対する啓発活動をしないといけない。今日は、用瀬町の各部落に同和教育推進員を２・３名置いていますが、全体研修会で、この鳥取市の人権施策基本方針が基本になり、見直し中であるけどもこういった問題まで人権問題として取り上げていますよという話を今晩

しようと思っています。やはり我々作った者だけでなしに、本当に実効あるものにしていく為にはどうしたらいいかという事を常に考えていかなくてはいけないという事をずっと思っておりますので、出来上がったらそのようにお願いしたいと思います。それからいろいろな施策があります。様々な計画であるとか施策もありますけども、やはり今後それらの個々の計画なり施策を見直しされる時は、是非ともこの基本方針にならってもらってこれが憲法だというぐらいの気持ちで、それぞれの気持ちを見直してほしいと私は思います。

今後のスケジュールはどうでしょうか。

（事務局）　次回は、議会が９月に入ります。全体協議会を１０月に開催したいと思っています。１０月２５日木曜日午後１時半を予定しています。

（部長）　そうすると先程の委員の意見集約は。

（事務局）　１部会については、９月の２４とか２８日に１回開催はと思っています。

（委員）　２８日は無理です。　１０月に入ってからではどうですか。

（事務局）　１部会を１０月の初めに会場を準備した上で案内します。

（部長）　全体会があるのは１０月２５日。

（委員）　結局これを経て、具体的にはパブリックコメントはいつ頃ですか。

（事務局）　答申をもらった後です。答申をもらった後、市の方針案をつくります。

（委員）　答申はいつですか。１２月か１月ですか。

（事務局）　１２月位になるかもしれないです。新年度から新方針でスタートのようなスケジュールになるかもしれません。

（委員）　１２月にしてパブコメは１月、なんとか４月にはスタートできるズレ込んでも。

（委員）　１０月は１・３・４・日だったら良いです。

（部長）　できたら、早めに決めて連絡をもらうとありがたい。

（事務局）　はい、わかりました。

（部長）　　他の予定が入らない間に、次回は１０月の第１週の１か３か４日に開催させてもらい、そこでもう一回、１部会のまとめ最終案を作り出して送ります。よろしくお願いします。それでは今日はこれで終わります。

部会閉会　(15:40)